

亀山市公告第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次の予算を公表する。

なお、別冊は省略し、亀山市財務部財政行革室に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

- ・平成28年度亀山市一般会計補正予算（第5号） 別冊
- ・平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
別冊
- ・平成28年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
別冊
- ・平成28年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
別冊
- ・平成28年度亀山市水道事業会計補正予算（第3号） 別冊
- ・平成28年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号） 別冊
- ・平成29年度亀山市一般会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市国民健康保険事業特別会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市農業集落排水事業特別会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市水道事業会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市工業用水道事業会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市公共下水道事業会計予算 別冊
- ・平成29年度亀山市病院事業会計予算 別冊